

引っ越しの際の主な手続き

住所変更は、定められた期間（転出届は転出前に、転入・転居届などは異動した日から14日以内）に届け出をお願いします。また個人情報を守り不正な手続きを防止するため、手続きには本人確認ができる書類が必要です。代理人による手続きは委任状が必要となることのあるため、事前にお問い合わせください。

市外に引っ越します

必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ
転出届	引っ越し前に転出を届け出。転出証明書を受け取る	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ） 市民課 ☎948-6337 ☎934-1801
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有者のみ）	転出先でカードの継続利用を希望する人は、カード継続利用の転出届	マイナンバーカードまたは住基カードとその暗証番号	市民課、支所、出口出張所
国民健康保険加入者	転出届け出時に被保険者証の返却、保険料の精算	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号確認書類	国保・年金課（国保）☎948-6363 （年金）☎948-6356 ☎934-2631
国民健康保険加入世帯の学生	転出届け出時に引き続き使用できる被保険者証を受け取る	在学証明書（新入生は合格通知書と授業料納付済書）・国民健康保険被保険者証および個人番号確認書類	子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭）☎948-6888 ☎934-1814 障がい福祉課（重度心身障害者）☎948-6936 ☎932-7553 高齢福祉課☎948-6370 介護保険課☎948-6919 ☎934-0815
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転出届け出時に受給者証を返却。市区町村で制度が異なるため、事前に引っ越し先市区町村で必要書類の問い合わせが必要	加入保険が国保以外の人は、上記の他、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭医療）	
後期高齢者医療	転出届け出時に被保険者証を返却（県外転出時は負担区分等証明書などを取得する）	後期高齢者医療被保険者証	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、高齢福祉課
介護保険被保険者	転出届け出時に被保険者証を返却	介護保険被保険者証	市民課、北条・中島支所（他の支所は返却のみ）、介護保険課
国民年金加入者 公的年金を受けている	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、引っ越し先市区町村または年金事務所へ		
身体障害者手帳 療育手帳	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き		障がい福祉課 ☎948-6369 ☎932-7553
精神障害者 保健福祉手帳	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き		保健予防課 ☎911-1816 ☎923-6062
児童手当を受けている （公務員除く）	転出届け出時に消滅届を提出	印鑑	市民課、支所、出口出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、子育て支援課 子育て支援課 ☎948-6354 ☎934-1814
小中学生（市立）がいる	転出届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所 （教）学校教育課 ☎948-6870 ☎934-1815
125cc以下のバイク（本市ナンバー）を持っている	廃車または名義変更手続き（廃車手続きのみ郵送受け付け可）	場合により異なるため事前にお問い合わせください	市民税課、北条・中島支所（廃車の手続きのみ他の支所でも取り次ぎ可） 市民税課 ☎948-6302 ☎934-1802
犬を飼っている	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で登録変更を申請	印鑑・本市の犬の鑑札	転出先の担当課 生活衛生課 ☎911-1862 ☎923-6627
上水道	料金精算のため転出3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出		ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 ☎913-1332
下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人は、転出（1人でも転出する場合を含む）前に使用中または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）		下水道サービス課 ☎948-6530 ☎934-1981

市内で引っ越します

必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ
転居届	引っ越した日から14日以内に転居を届け出	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ） 市民課 ☎948-6337 ☎934-1801
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有者のみ） 通知カード（所有者のみ）	転居届け出時に表面記載事項変更を届け出	マイナンバーカードまたは住基カードとその暗証番号 通知カード・本人確認書類	市民課、支所、出口出張所
国民健康保険加入者	転居届け出時に被保険者証の住所変更	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課 国保・年金課 ☎948-6363 ☎934-2631
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転居届け出時に受給者証の住所変更	印鑑・受給者証・受給者全員の健康保険証	市民課（ひとり親家庭医療を除く）、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課 ▶加入保険が国保以外の人（これから国保に加入する人は除く）は、その他、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭医療） 子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭）☎948-6888 ☎934-1814 障がい福祉課（重度心身障害者）☎948-6936 ☎932-7553
国民年金加入者 公的年金を受けている	手続きなし 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、国保・年金課または年金事務所へ		国保・年金課 ☎948-6356 ☎934-2631
身体障害者手帳 療育手帳	転居届け出後、「記載事項変更届」を提出し、手帳の記載事項を変更	身体障害者手帳 印鑑・療育手帳	障がい福祉課、北条・中島支所 障がい福祉課 ☎948-6369 ☎932-7553
精神障害者 保健福祉手帳	手帳の住所変更	印鑑・精神障害者保健福祉手帳、個人番号確認書類、本人確認書類	保健予防課 保健予防課 ☎911-1816 ☎923-6062
小中学生（市立）がいる	校区が変わる場合は、転居届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所 （教）学校教育課 ☎948-6870 ☎934-1815
犬を飼っている	登録の住所変更	印鑑・犬の鑑札	生活衛生課、支所、河中・出口・泊出張所 生活衛生課 ☎911-1862 ☎923-6627
上水道	（旧住所）料金精算のため転居3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出。（新住所）使用開始のため、玄関に取り付けの水道使用届を郵送、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出		ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 ☎913-1332
下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人またはこれから使用する人は、転居（1人でも転居する場合を含む）時に使用中・開始または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）		下水道サービス課 ☎948-6530 ☎934-1981

FAX 934 1928
問 廃棄物対策課 ☎948 60509

松山市 平成30年 許可期限年シール
松山市 平成31年
松山市 平成32年

清掃許可業者 松山市 許可シール

「電化製品やバイク、家具類など、家庭で不用になったものを無料で引き取ります」などと宣伝し、無許可で不用品を回収する業者が後を絶ちません。

このような業者の中には、無料と言いつつ後で高額な費用を請求したり、不法投棄などの不適切な処理をしたりする悪質な業者も存在しますので、絶対に利用しないでください。

家庭から出た不用品（ごみ）を回収するためには、市の許可が必要です。許可業者は車両に業者名を表示し、運転席側の扉に許可シールを貼っていますのでご確認ください（左図参照）。

「エアコン」や「テレビ」「洗濯機」「冷蔵庫」「家庭用パソコン」などは、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていますので、詳細は「ごみ分別はわかり帳」をご覧ください。

不用品の回収依頼は許可業者へ